

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
(うちガス衣類乾燥機(都市ガス用)1件、石油ストーブ(開放式)1件、
石油こんろ1件、ガス給湯付ふろがま(LPGガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち照明器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 16件
(うち歩行補助車1件、LEDランプ(電球型)1件、靴1件、
電気温水ボイラ1件、照明器具(センサー付き)1件、エアコン1件、
ノートパソコン1件、エアコン(室外機)2件、電気洗濯機2件、
電気ストーブ1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、自転車1件、
携帯電話機1件、介護ベッド1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッドについて（管理番号A201101038）

① 消費者への注意喚起

使用者（70歳代）が、当該製品と床の間に頭部を挟んだ状態で発見され、病院へ搬送された後、死亡する事故が発生しました。使用状況を含め、事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を含む電動ベッドについて、医療・介護ベッド安全普及協議会から以下のように注意喚起されていますので御使用の方におかれましては、事故の発生を未然に防止するためにも、次の事項について注意してください。

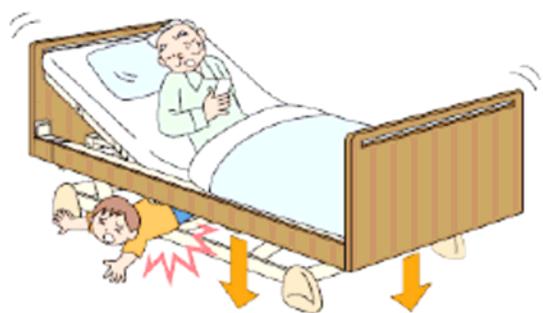
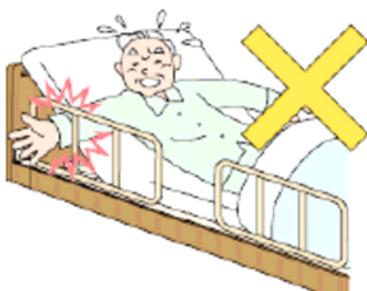
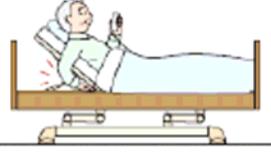
- ・ ベッドの下に入らない
- ・ サイドレールに手や足を入れない
- ・ ベッドの下などにもぐり込まない
- ・ 電動操作中は手や足を入れない
- ・ 指ばさみに注意する
- ・ 足先に注意する
- ・ うつ伏せで背上げをしない
- ・ 誤操作を防止するため電源プラグを抜いておく
- ・ 手元スイッチはベッドの外側に掛けておく
- ・ 取扱説明書を読んでおく
- ・ 製品使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に速やかに御連絡・御相談ください。

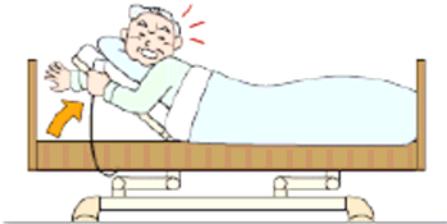
医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッド等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

（医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ）

URL : <http://www.bed-anzen.org/>

電動ベッドご使用時の注意事項

<p style="text-align: center;">ベッドの下に入らない</p> 	<p style="text-align: center;">サイドレールに手や足を入れない</p> 
<p style="text-align: center;">ベッドの下などにもぐり込まないで下さい</p>  <p>●ベッドの下にもぐり込んだり、ベッド内に身体の一部(頭や腕)などを入れないでください。ベッドの可動部分(ボトムなど)とフレームやベッドサイドレールとの間に頭・腕や足をはさんでケガをするおそれがあります。ベッドポジション操作時は、ベッドの下やうしろに障害物がないことを確認のうえ、操作してください。</p>	<p style="text-align: center;">電動操作中は手や足を入れないで下さい</p>  <p>●電動操作中は、ベッドフレーム、背ボトムなどの下に手や足を入れないでください。下がってきたベッドフレーム、背ボトムなどで手や足をはさんでケガをするおそれがあります。</p>
<p style="text-align: center;">指ばさみ注意</p>  <p>●背ボトムや足ボトムを下げるときには、ボトムの下に手や指を絶対に入れないでください。ボトムとオプション受けなどの間にはさまれてケガをするおそれがあります。</p>	<p style="text-align: center;">足先に注意</p>  <p>●ベースフレームの上に足をかけたり、足先をベースフレームの下につっこんだりしないでください。はさまれてケガをするおそれがあります。</p>

<p>うつ伏せで背上げしないで下さい</p>	<p>誤操作を防止するためプラグを抜いて下さい</p>
 <ul style="list-style-type: none"> ●うつ伏せに寝た状態での背上げは関節を逆に曲げることで、けがをするおそれがあります。絶対に行わないでください。 ●頭側、足側が反対の状態でご寝ないでください。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●幼児や操作が理解できないと思われる方（認知症の方など）が一人で手元スイッチに触れる可能性がある場合（介護をする方の外出時など）には、電源プラグをその都度抜いてください。誤操作によりケガをするおそれがあります。
<p>手元スイッチはここに付けて</p>	<p>取扱説明書を読みましょう</p>
 <ul style="list-style-type: none"> ●手元スイッチを上図の位置にかけないと、無意識にスイッチに触れて誤操作する恐れがあります。 ●手元スイッチは上図の位置にかけましょう。お使いになる方の理解度が低下している場合は、手元スイッチを手の届かないところにおきましょう。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●正しい使用方法を知らないと、思わぬケガをする恐れがあります。 ●介護を受ける方はもとより家族等も取扱説明書を読みましょう。 ●症状によっては、ベッド操作（背上げ・膝上げ・昇降）をすることが症状に適さない場合があります。使用に際し不安のある方、治療中の方は、医師に相談の上ご使用しましょう。

※当協会発行の『電動介護ベッドハンドブック』より抜粋

電動ベッドをより安全にご使用いただくために以下もご確認下さい。



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、川船^{かわふね}

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101040	平成24年1月27日	平成24年2月24日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	RDT-51S	リンナイ株式会社	火災	病院内で当該製品を使用中、当該製品及び内部の可燃物(タオル)を焼損する火災が発生した。当該製品内の可燃物に残留した油脂成分が発火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101041	平成24年2月10日	平成24年2月24日	石油ストーブ(開放式)	RX-298W	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品給油時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岩手県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101042	平成24年2月9日	平成24年2月24日	石油こんろ	KT-10	株式会社コロナ	火災	建物が1棟全焼、2棟が類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101043	平成24年2月14日	平成24年2月24日	ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	GJ-C16T1	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の電源が入らないため、確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。2日前に修理業者が当該製品を修理した際、都市ガス用の部品を取り付けたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101031	平成24年2月12日	平成24年2月23日	照明器具	HA8678T EPH	松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の点灯操作を繰り返したところ、異音とともに火花が生じ、当該製品の内部部品の一部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101024	平成23年11月14日	平成24年2月23日	歩行補助車	重傷1名	当該製品に着座する際、当該製品のフレームが折れ、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が事故を認識したのは、2月13日
A201101025	平成24年1月9日	平成24年2月23日	LEDランプ(電球型)	重傷1名	壁面に取付けられた照明器具から当該製品が落下し、体に当たり負傷した。当該製品の照明器具への取付状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月17日 2月21日に公表した照明器具に関する事故(A201101010)と同一
A201101026	平成23年8月19日	平成24年2月23日	靴	重傷1名	雨天時に当該製品を履いて歩行中、建物出入口の傾斜部で滑り、足を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月14日
A201101027	平成24年2月6日	平成24年2月23日	電気温水ボイラ	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品が空焚きとなった状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101028	平成24年2月16日	平成24年2月23日	照明器具(センサー付き)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A201101029	平成24年2月7日	平成24年2月23日	エアコン	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201101030	平成24年2月13日	平成24年2月23日	ノートパソコン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201101032	平成24年2月15日	平成24年2月23日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	電気洗濯機に関する事故(A201101039)と同一
A201101033	平成24年2月3日	平成24年2月23日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101034	平成24年2月9日	平成24年2月23日	電気ストーブ	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。使用中の当該製品が倒れていた状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101035	平成24年2月12日	平成24年2月24日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を焼損し周辺を汚損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101036	平成24年2月9日	平成24年2月24日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201101037	平成24年2月11日	平成24年2月24日	携帯電話機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201101038	平成24年2月14日	平成24年2月24日	介護ベッド	死亡1名	使用者(70歳代)が、当該製品と床の間に頭部を挟んだ状態で発見され、病院へ搬送された後、死亡した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	(特記事項を参照)
A201101039	平成24年2月15日	平成24年2月24日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	エアコン(室外機)に関する事故(A201101032)と同一
A201101044	平成24年2月14日	平成24年2月24日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

照明器具（管理番号：A201101031）

